

定 款

目 次

第1章	総 則	(第1条-第4条)
第2章	資 産 及 び 会 計	(第5条-第11条)
第3章	評 議 員	(第12条-第15条)
第4章	評 議 員 会	(第16条-第23条)
第5章	役 員	(第24条-第32条)
第6章	理 事 会	(第33条-第40条)
第7章	委 員 会	(第41条)
第8章	事 務 局	(第42条)
第9章	定款の変更及び解散	(第43条-第45条)
第10章	公 告 の 方 法	(第46条)
第11章	補 則	(第47条)
附	則	

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人三重県水質検査センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県津市栄町三丁目119番地に置く。

2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、公共用水域等の水質の保全等の向上を図るため、浄化槽の維持管理に関する調査、研究を行い、浄化槽管理者への適正な管理に係る啓発を推進するほか、環境を保全する上で必要な調査、研究も併せて行い、もって県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 浄化槽法第57条に規定する指定検査機関に係る事業
- (2) 浄化槽の維持管理に係る普及啓発
- (3) 浄化槽に関連する事業
- (4) 関係行政機関等が行う環境の保全に関する事業への協力
- (5) 環境保全に関する各種調査、研究
- (6) 環境計量証明事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、三重県内において行うものとする。

第2章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うに不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理し

なければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) その他指定検査機関として必要な書類

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第2号の書類についてはその内容を定時評議員会へ報告し、第3号から第7号の書類については定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備置くとともに、定款を主たる事務所に備置くものとする。

(剰余金)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(長期借入金及び重要な財産の処分)

第10条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その3分の2以上の議決を得なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けの場合にあっても、前項と同様の手続きを経なければならない。

(会計原則)

- 第11条 この法人は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。
- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計規程によるものとする。

第3章 評議員

(評議員の設置)

- 第12条 この法人に、評議員3名以上10名以内を置く。ただし、浄化槽に係る業に携わる者を評議員とすることはできない。

(評議員の選任及び解任)

- 第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。
- 2 評議員候補者を推薦する者は、次の事項を評議員会において説明するものとする。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を評議員として適任と判断した理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
 - 3 評議員のうち、1名を評議員長とし、評議員の互選により選定する。
 - 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員に対して、各年度の総額が30万円を越えない範囲で、評議員会において別に定める役員等の報酬等に関する規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第4章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要に応じて開催する。
- 4 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席をもって開催することができる。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場

所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

- 第20条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。ただし、評議員長不在のときは、出席した評議員の中から互選された者がこれに当たる。

(決議)

- 第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

- 第22条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員の決議があったものとみなす。

- 2 理事が評議員の全員に対し評議員会に報告事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第24条 この法人に次の役員を置く。ただし、浄化槽に係する業に携わる者を役員とすることはできない。

- (1) 理事3名以上10名以内
 - (2) 監事1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、理事長に就任する。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名以内を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議により選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係がある者の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務執行理事とともにその業務を執行する。
- 3 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、業務執行理事が理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める役員等の報酬等に関する規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引制限)

- 第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員損害賠償責任の一部免除又は限定)

- 第32条 この法人は、理事、監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、同法第114条第1項の規定により、法令に規定する額を限度とし

て、理事会の決議により免除することができる。

- 2 この法人は、業務執行理事以外の理事、監事（以下「非業務執行理事等」という。）の一般法人法第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、同法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間で、損害賠償責任の限定契約を理事会の決議により締結することができる。ただし、その責任の限度額は、金10万円以上でこの法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

（構成）

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第34条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- （1）この法人の業務執行の決定
 - （2）理事の職務の執行の監督
 - （3）代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - （4）評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項の決定
 - （5）規則及び規程等の制定、変更及び廃止に関する事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項、その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- （1）重要な財産の処分及び譲受け
 - （2）多額の借財
 - （3）重要な使用人の選任及び解任
 - （4）従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - （5）内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
 - （6）第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

（招集）

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が理事会を招集する。

- 3 理事会を招集する者は理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。
- 5 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席をもって開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長不在のときは、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

- 第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。
- 2 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第26条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長(理事長に事故又は支障があるときは出席理事)及び監事は前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第40条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第7章 委員会

(その他の委員会)

第41条 この法人の事業を推進するため必要があるときは、理事会はその決議により、その他の委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。ただし、法律上の機関である理事会等の権限を制約してはならない。

- 2 委員会の委員は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 委員会の任務、組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条に規定する目的、第4条に規定する事業及び第13条に規定する評議員の選任及び解任についても適用する。

(解散)

第44条 この法人は、一般法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

平成23年11月22日（制定）

附 則

この改正定款は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正定款は、令和6年6月18日から施行する。